

福島県における 小規模水道への関わり

福島県 県南保健所
生活衛生副部長兼衛生推進課長
阿部 喜充（あべ よしみつ）



福島県の位置

全国で3番目に広い



福島県の小規模水道

＜福島県の水道未普及率＞(令和2年度)

6.0% 109,356人

(1,819,956人中)



小規模水道への関わり

飲料水供給施設のうち、独自に
「福島県給水施設等条例」で規制



【給水施設】と規定
利用人口50人を超えるもの



例：集落、事業所(従業員数)、旅館(定員を含む)、病院等

※常時50人を超えるもの

※レストランの客など一過性の利用者は含まない

給水施設について

＜給水施設の数＞（令和2年度）

227施設（うち県南17）

届出・検査
etc...



＜主な義務付け＞

①設置(変更)届

②立入権限

③水質検査

毎日：色、濁り、残留塩素、（味、臭気）

6ヶ月に1回：水道水質基準51項目

（水源等の状況から省略項目有り）

④健康診断(検便)

小規模水道における保健所の役割

①監査

立入検査の実施（毎年１回）

②情報提供

- ・水道法にかかる水質基準の改定や変更等の周知
- ・研修会の開催

③相談窓口

問題解決策を事業者と一緒に考える

【上(簡易)水道、専用水道、
市町村営の飲料水供給施設も同様】



保健所職員のスキルアップ

◎市町村水道事業者向け研修会への参加
本庁主催：水道技術力確保支援事業

◎各種研修会への派遣
国立保健医療科学院：水道工学コース
簡易水道協会：水道実務指導者研究集会 等

◎専門業者等からの情報の取得
井戸、配管、配水池清掃 等



水源の確認

(移動中の様子)



移動中に問題発見



導水管の土台が崩れて
むき出しになっていた

水源の確認 (現地の様子)

水源の外観(湧水)



水源の内部



水源の確認

水源の外観(湧水)



水源の内部



